

第2章 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築

第1節 大気環境

1 大気汚染の現況

県と秋田市では、大気汚染の状況を把握するため、県内の26ヶ所に測定局を設置して、テレメーターシステムによる常時監視を行っています。(P.47表35)

このほか、酸性雨についても定点を設け、測定を行っています。

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄については、県内の8市に設置している20局の一般環境大気測定局で測定しています。その結果によると、環境基準の長期的評価である日平均値の年間2%除外値は、0.001~0.010ppmであり、全測定局で環境基準(0.04ppm)を達成しています。また、短期的評価である1時間値及び日平均値でも、環境基準(1時間値0.1ppm、日平均値0.04ppm)を達成しています。

年平均値の濃度分布は図3、日平均値の2%除外値の濃度分布は図4、年平均値の経年変化は図5、環境基準の達成状況は表24のとおりです。

年平均値については低濃度であり、経年的に横ばいからさらにゆるやかな低下傾向を示しており、全国の平均値よりも低く良好な状態を維持しています。

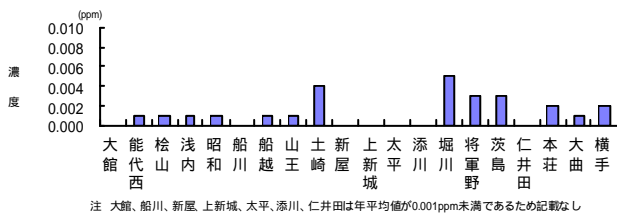


図3 二酸化硫黄の年平均値の濃度分布

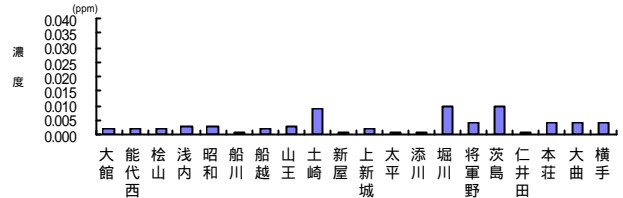


図4 二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の濃度分布

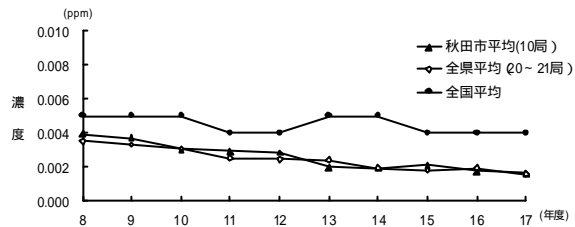


図5 二酸化硫黄濃度(年平均)の経年変化

表24 二酸化硫黄の環境基準達成状況

年度	測定局数	短期評価			長期評価		
		達成局数	非達成局数	達成率(%)	達成局数	非達成局数	達成率(%)
8	21	21	0	100	21	0	100
9	21	20	1	95.2	21	0	100
10	21	21	0	100	21	0	100
11	21	21	0	100	21	0	100
12	21	21	0	100	21	0	100
13	21	21	0	100	21	0	100
14	21	21	0	100	21	0	100
15	21	21	0	100	21	0	100
16	21	21	0	100	21	0	100
17	20	20	0	100	20	0	100
環境基準		1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。			1日平均値が0.04ppmを超える日数が年間を通じて2%以内であり、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。		

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素については、県内の5市に設置している14局の一般環境大気測定局及び5市に設置している5局の自動車排出ガス測定局で測定しています。環境基準の長期的評価である日平均値の年間98%値については、一般環境大気測定局では0.005~0.031ppm、自動車排出ガス測定局では0.020~0.035ppmであり、全測定局で環境基準(0.06ppm以下)を達成しています。

二酸化窒素の年平均値の濃度分布は図6、日平均値の年間98%値の濃度分布は図7、年平均値の経年変化は図8、環境基準の達成状況は表25のとおりです。

年平均値については、近年はほぼ横ばいの傾向が続いており、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局とも全国の平均値よりも低く良好な状態を維持しています。

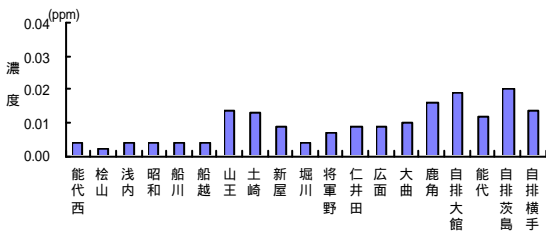


図6 二酸化窒素の年平均値の濃度分布

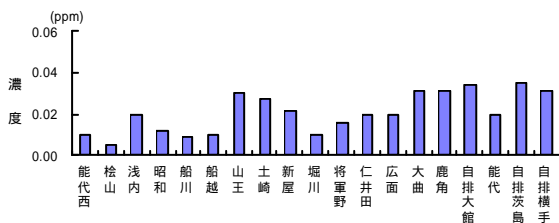


図7 二酸化窒素の日平均値の98%値の濃度分布

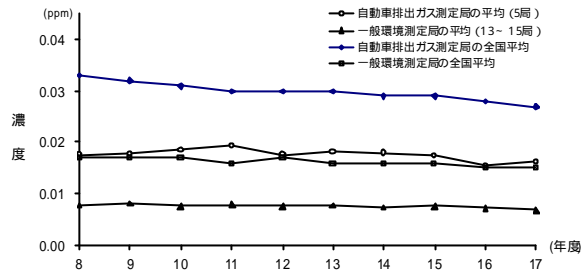


図8 二酸化窒素濃度の経年変化

表25 二酸化窒素の環境基準達成状況

年度	測定局区分	測定局数	日平均値の98%値			達成率(%)
			0.04ppm未満	0.04~0.06ppm	0.06ppm超過	
8	一般環境	14	14	0	0	100
	自動車	5	4	1	0	100
9	一般環境	14	14	0	0	100
	自動車	5	5	0	0	100
10	一般環境	14	14	0	0	100
	自動車	5	5	0	0	100
11	一般環境	14	14	0	0	100
	自動車	5	4	1	0	100
12	一般環境	15	15	0	0	100
	自動車	5	4	1	0	100
13	一般環境	15	15	0	0	100
	自動車	5	5	0	0	100
14	一般環境	15	15	0	0	100
	自動車	5	5	0	0	100
15	一般環境	15	15	0	0	100
	自動車	5	5	0	0	100
16	一般環境	15	15	0	0	100
	自動車	5	5	0	0	100
17	一般環境	14	14	0	0	100
	自動車	5	5	0	0	100
環境基準			1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			

(3) 一酸化炭素

一酸化炭素については、県内の5市に設置している5局の自動車排出ガス測定局で測定しています。

環境基準の長期的評価である日平均値の年間2%除外値は、0.6~0.9ppmであり、全測定局で環境基準(10ppm)を達成しています。

一酸化炭素の年平均値の経年変化は図9、環境基準の達成状況は表26のとおりです。

年平均値については低濃度であり、経年的に横ばいからさらにゆるやかな低下傾向を示しており、全国の平均値よりも低く良好な状態を維持しています。

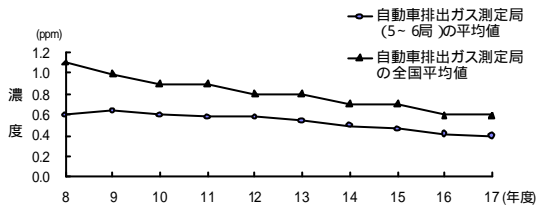


図9 一酸化炭素濃度の経年変化

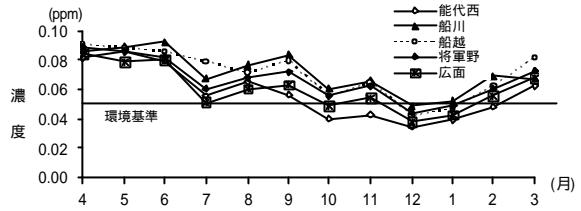


図10 光化学オキシダントの1時間値(昼間)最高値の月別変化

表26 一酸化炭素の環境基準達成状況

年度	測定局数	短期評価			長期評価		
		達成局数	非達成局数	達成率(%)	達成局数	非達成局数	達成率(%)
8	5	5	0	100	5	0	100
9	5	5	0	100	5	0	100
10	5	5	0	100	5	0	100
11	5	5	0	100	5	0	100
12	5	5	0	100	5	0	100
13	5	5	0	100	5	0	100
14	5	5	0	100	5	0	100
15	5	5	0	100	5	0	100
16	5	5	0	100	5	0	100
17	5	5	0	100	5	0	100
環境基準	1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1日平均値が10ppmを超える日数が年間を通じて2%以内であり、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。			

表27 光化学オキシダントの環境基準達成状況

年度	測定局数	達成局数	非達成局		
			局数	超過日数(日)	超過時間数(時間)
8	4	0	4	35-75	238-497
9	4	0	4	34-72	164-393
10	4	0	4	31-74	129-645
11	4	0	4	46-66	266-440
12	5	0	5	4-112	15-667
13	5	0	5	37-54	229-364
14	5	0	5	22-41	123-242
15	5	0	5	55-70	307-409
16	5	0	5	41-58	223-351
17	5	0	5	26-59	159-401
環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。				

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、県内の3市に設置している5局の一般環境大気測定局で測定しています。各測定局の昼間(5~20時)の1時間値の最高値は0.084~0.092ppmであり、環境基準の0.06ppmを超過した日数は26~59日、超過時間数159~401時間で、秋田県大気汚染緊急時措置マニュアル(平成15年8月)に定めるオキシダントに係る大気汚染注意報の発令基準(0.12ppm)は下回っているものの、全測定局で環境基準を達成していません。

平成17年度の月別の昼間の1時間値の最高値は図10のとおりで、特に春季から夏季にかけて環境基準を超える傾向がありますが、これは移動性高気圧のため高層のオゾンが地表に降下した自然的要因によるものと考えられています。なお、環境基準の達成状況の推移は表27のとおりです。

(5) 炭化水素

炭化水素については、秋田市及び男鹿市に設置している2局の一般環境大気測定局で非メタン炭化水素、メタン炭化水素及び全炭化水素の濃度の測定を実施しています。

特に非メタン炭化水素については、昭和51年8月に中央公害対策審議会から「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」が答申され、午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20~0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であることとされています。この指針値と比較すると、3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数は2~39日、0.31ppmCを超えた日数は2~9日であり、3時間平均値の年平均値は0.09~0.14ppmCです。

また、メタンの3時間平均値の年平均値は1.86~1.9ppmCで、全炭化水素の3時間平

均値の年平均値は 1.94~2.04ppmC です。

非メタン炭化水素の 3 時間平均値の年平均値及び指針値超過日数の経年変化は図 11 のとおりです。

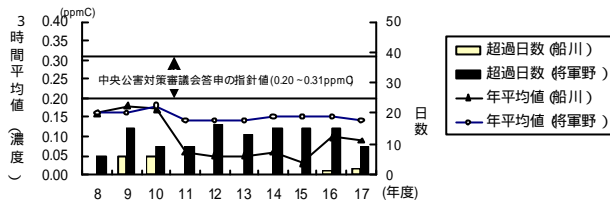


図 11 非メタン炭化水素の 3 時間平均値及び指針値超過日数の経年変化

(6) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質については、茨島自動車排出ガス測定局を除く全大気測定局で測定しています。

環境基準の長期的評価である日平均値の年間 2% 除外値は、一般環境大気測定局では 0.015~0.062mg/?、自動車排出ガス測定局では 0.045~0.062mg/? であり、全測定局で環境基準の 0.10mg/? を下回っています。

年平均値の濃度分布は図 12、日平均値の 2% 除外値の濃度分布は図 13、年平均値の経年変化は図 14、環境基準の達成状況は表 28 のとおりであり、年平均値については、近年はほぼ横ばいの傾向にあります。

一方、短期的評価では、一般環境大気測定局のうち檜山、浅内、昭和及び広面の 4 局で 1 時間値が環境基準を超過していました。

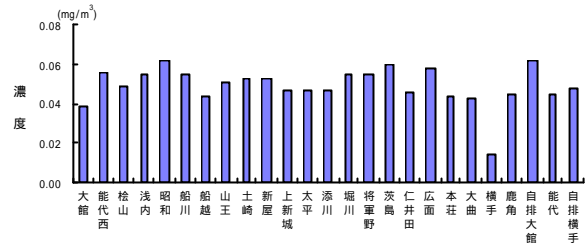


図 13 浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値の濃度分布

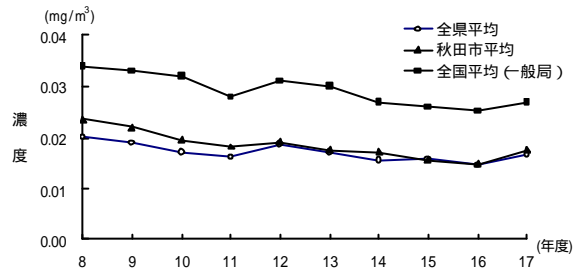


図 14 浮遊粒子状物質濃度の経年変化

表 28 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

年度	測定局数	短期評価			長期評価		
		達成局数	非達成局数	達成率(%)	達成局数	非達成局数	達成率(%)
8	2.0	1.1	9	55.0	2.0	0	100
9	2.2	1.4	8	63.6	2.2	0	100
10	2.3	1.8	5	78.3	2.3	0	100
11	2.3	1.7	6	73.9	2.3	0	100
12	2.5	1.3	1.2	52.0	2.5	0	100
13	2.5	0	2.5	0.0	2.5	0	100
14	2.6	2	2.4	7.7	7	1.9	26.9
15	2.6	2.4	2	92.3	2.6	0	100
16	2.6	2.4	2	92.3	2.6	0	100
17	2.5	2.1	4	84.0	2.5	0	100

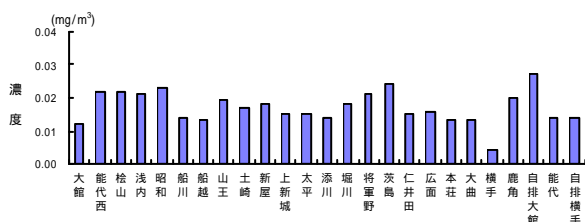


図 12 浮遊粒子状物質の年平均値の濃度分布

(7) 降下ばいじん

平成 17 年度の降下ばいじんの測定は、秋田市の秋田南高等学校及び秋田工業高等専門学校 2 地点においてデポジットゲージ法で実施しています。

平成 17 年度の年平均値は、秋田南高校地点で 5.5t/km²/月、秋田高専地点で 5.4t/km²/月であり、良好な環境の目安とされる 10t/km²/月を下回っていました。

各測定地点における月別変化は図 15、年平均値の経年変化は図 16 のとおりで、近年は横ばいの傾向が続いています。

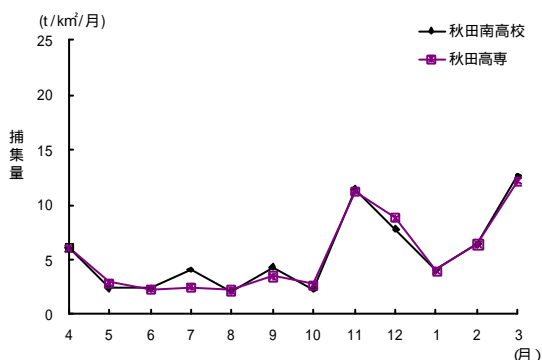


図 15 降下ばいじんの月別変化

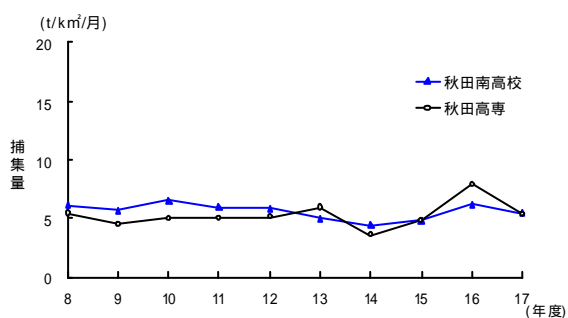


図 16 降下ばいじんの年平均値の経年変化

(8) 酸性雨

酸性雨とは、pH (水素イオン濃度指数) 5.6 以下の酸性を呈する雨で、工場・事業場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質が大気中で酸化され、水に溶けやすい物質となり、雨滴の生成過程や降水の途中で取り込まれて降り注ぐ現象です。

県内では、平成 2 年から一週間ごとの降雨・雪の pH のモニタリング調査を実施しています。平成 17 年度の調査結果は、図 17 のとおりであり、降雨期 (4 ~ 12 月) の pH は全県平均 4.7 (4.6 ~ 4.9)、降雪期 (1 ~ 3 月) の pH は全県平均 4.8 (4.7 ~ 5.2) でした。

酸性雨は全県で観測されていますが、これによる樹木等への被害は報告されていません。全ての地点における降雨・降雪の pH の平均値の経年変化は図 18 のとおりであり、近年はほぼ横ばいの傾向が続いています。

また、各地点の pH の月別の観測結果は図 19 のとおりです。

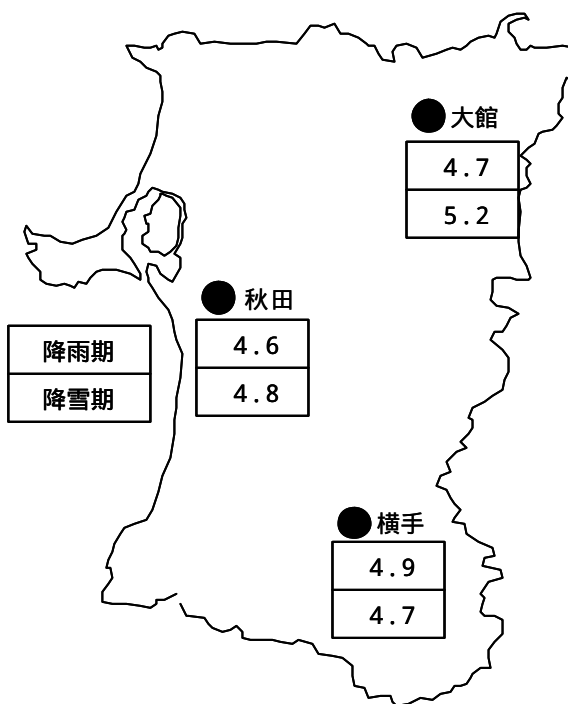


図 17 県内 3 地点の降雨・雪中の pH 調査結果 (平成 17 年度)

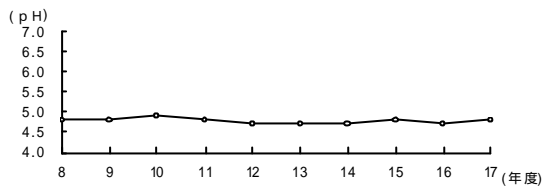


図 18 酸性雨の経年変化（全測定地点の平均値）

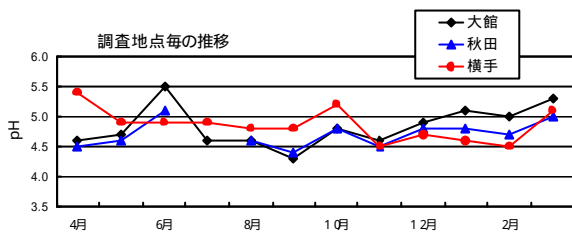


図 19 pH（月平均）の月別変化（平成 17 年度）

2 大気汚染の防止対策

（1）硫黄酸化物対策

硫黄酸化物の排出基準は、K 値規制と呼ばれ、各地域に定められている K の値を一定の計算式に代入して、各ばい煙発生施設にその排出口の高さに応じて算出される一時間当たりの硫黄酸化物の排出量として示されます。この量は、次式による計算によって求められます。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：硫黄酸化物の許容量(N? /時)

K：地域ごとに定められる定数

He：有効煙突高

（煙突実高 + 煙上昇高）(m)

本県における K 値は表 29 のとおりです。

表 29 本県における K 値

K 値	地 域
8.76	秋田市（河辺及び雄和を除く） 男鹿市（船越、脇本及び船川港に限る） 潟上市、井川町
17.5	その他の地域

（2）窒素酸化物対策

工場・事業場（固定発生源）から排出される窒素酸化物の排出規制は、大気汚染防止法によりばい煙発生施設の種類及び規模ごとに排出基準で定められております。

自動車から排出される窒素酸化物についても、ガソリン・LPG 車に対して昭和 48 年から規制が開始され、トラック、バス等に対しても逐次規制が強化されてきており、今後もディーゼル車を中心に窒素酸化物の低減等が図られることとなっています。

（3）一酸化炭素対策

自動車排出ガスに係る規制項目としては、一酸化炭素は最も早く規制が開始され（昭和 41 年）、その後窒素酸化物と同様に逐次規制が強化されています。

（4）光化学オキシダント対策

国では、光化学大気汚染を防止するため、昭和 48 年 5 月に「光化学オキシダントに係る環境基準」を設定するとともに、光化学オキシダントの主な生成原因となる、工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や自動車から排出される炭化水素についても逐次規制を強化してきています。

また、本県では、「大気汚染緊急時措置マニュアル」により、光化学オキシダントの濃度と気象条件に応じて注意報または警報を発令して発生源対策と住民に対する保護対策を実施することとしています。

(5) 浮遊粒子状物質対策

大気中の粒子状物質は「降下ばいじん」と「浮遊粉じん」に大別されます。また浮遊粉じん中の粒径 10 ミクロン以下のものは「浮遊粒子状物質」として環境基準が設定されています。

ばいじん・粉じんに係る工場等の検査指導

工場又は事業場における事業活動に伴って発生するものについては、大気汚染防止法に基づき、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する物質を「ばいじん」とし、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は、飛散する物質を「粉じん」として規制しています。

「ばいじん」については、大気汚染防止法のばい煙発生施設及び県公害防止条例の指定ばい煙発生施設の種類、規模ごとに排出基準が定められています。

県では、ばいじんの排出基準の適合状況を把握するため、煙道排ガス濃度の測定や自主検査実施の指導、不適合施設等に対する改善指導及び粉じん発生施設の適正な使用及び管理について指導を行っています。

「粉じん」については、一般粉じんと特定粉じんが指定されています。

一般粉じんについては、堆積場、コンベア等の粉じん発生施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められています。

特定粉じんとしては、石綿（アスベスト）が指定されています。特定粉じん発生施設としては、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設のうち、切断機等 9 施設が指定されており、規制が適用されていますが、県内には該当する施設はありません。

平成 9 年 4 月には大気汚染防止法の一部改正を受け、特定粉じん排出等作業の届出が義務付けられ、吹付け石綿を 50 m²以上使用している延べ面積が 500 m²以上の耐火建築物等を解体、改造、補修する場合、石綿除去等

の作業についての作業基準が設定されました。平成 18 年 3 月には、特定粉じん排出等作業に吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材を使用している建築物の解体・改造・補修も届出対象となったほか、規模・面積の要件が撤廃されています。届出の状況は表 30 のとおりです。

表 30 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出数

年度 届出先	9	10	11	12	13	14	15	16	17
大館	0	0	0	1	2	1	0	0	9
鷹巣	0	0	0	0	0	1	0	0	5
能代	0	0	0	0	0	0	2	1	2
秋田中央	0	0	2	0	1	1	0	0	17
由利本荘	0	0	0	0	0	0	1	0	9
大仙	0	0	0	0	0	1	2	1	9
横手	0	0	0	1	1	3	2	0	6
湯沢	0	0	0	0	1	0	0	0	7
秋田市 (中核市)	3	6	8	2	8	2	10	8	33
合計	3	6	10	4	13	9	17	10	97

稲わら燃焼禁止の指導と啓発

稲わらは、かつて堆肥や家畜の飼料などに利用されていましたが、昭和 40 年代半ば頃から農家の出稼ぎ、兼業の増加、農業経営の機械化、省力化などにより、稲の収穫期に燃焼されるようになりました。このことにより、稲わらスモッグが発生し、生活環境の悪化や視界不良による交通事故の発生など多くの問題を引き起こしました。

このため、県は昭和 46 年 10 月「稲わらスモッグ注意報発令要綱」を制定し、市町村、報道機関等を通じて住民への周知、予防対策の指導、農家への燃焼禁止の呼びかけとともに、稲わらの堆肥利用などの地力増強対策を進めてきました。さらに、昭和 49 年 3 月に公害防止条例に「屋外燃焼行為の規制」を盛り込み、稲わらの燃焼禁止期間（10 月 1 日～11 月 10 日）を設け、違反者に対する勧告、公表の措置等を制定しました。

また、毎年秋には「稲わら等燃焼禁止監視指導マニュアル」（昭和 62 年 9 月制定）に

基づき、JA等関係機関及び市町村との連携を図り、稲わら燃焼禁止の啓発活動、監視指導を行っています。特に、浮遊粒子状物質又は浮遊粉じん濃度が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以上となり視界不良となった場合は地域住民に注意を促すため、スモッグ注意報を発令し、周知することとしています。

一連の防止対策の実施により、稲わらの燃焼は減少の傾向にあります。ここ数年、喘息等の健康被害への懸念から秋田市や県南部を中心として苦情件数の増加が見られます。このため、県では平成16年度末から関係機関による対策会議を立ち上げ、対策の重点地域を定め、リーフレットの配布や広報用カセットテープを用いたパトロールを実施しています。平成17年度はこうした稲わら焼き防止のPRの取り組みの結果、稲わら焼却の通報が増加し、これが苦情として集計されたことから件数が顕著な増加を見せています。なお、稲わらスモッグ注意報は昭和60年度以降発令されていません。

稲わら等の燃焼に関する苦情・勧告・スモッグ注意報の発令等の状況は表31のとおりです。

表31 苦情・勧告件数・稲わらスモッグ注意報発令等状況

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
苦 情 件 数	15	14	14	22	15	39	47	49	60	129
勧 告 件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
巡回指導日数	73	82	70	76	73	87	79	92	139	202
稲わらスモッグ注意報発令件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 有害物質対策

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する有害物質として、窒素酸化物のほかに、

- ・カドミウム及びその化合物
- ・塩素及び塩化水素
- ・弗素、弗化水素及び弗化珪素

・鉛及びその化合物

を規制しています。上記の有害物質に係る排出基準は、有害物質の種類ごとに限られた種類のばい煙発生施設に対して設定されています。

さらに、県では、秋田市（河辺及び雄和を除く）の金属製錬用溶解炉等に関してカドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物について、弗酸製造用凝縮施設等に関しては弗素、弗化水素及び弗化珪素についてそれぞれ公害防止条例で法律の排出基準より厳しい上乘せ基準を設定しています。

(7) 有害大気汚染物質対策

平成8年5月の大気汚染防止法の一部改正により、発がん等人の健康に悪影響を及ぼす恐れのある物質のうち、健康リスクの高いと考えられるベンゼン等優先取組物質22物質の大気汚染の状況を把握することが義務づけられました。

これを受け、県内では平成9年度からベンゼン等の9物質のモニタリング調査を開始し、平成12年度から重金属類（Hg、Ni、As、Be、Mn、Cr）を追加して調査を行っています。このうち、環境基準または指針値が定められているベンゼン等8物質については、秋田市の調査結果を含め、表32のとおり基準等を超える値は検出されませんでした。

表32 有害大気汚染物質の調査結果

測定地点	測 定 物 質							
	(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)					(単位： ng/m^3)		
	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	水銀	ニッケル化合物
大 館 局	0.92	0.047	0.040	0.37	<0.015	0.008	1.7	2.8
横 手 自 排 局	1.0	0.076	0.037	0.38	<0.015	0.008	1.5	1.9
船 川 局	0.63	0.048	0.038	0.28	<0.015	0.011	1.6	2.1
将軍野局(秋田市)	0.5	0.08	0.08	0.29	-	-	-	-
土崎公民館(秋田市)	0.7	0.07	-	-	-	-	-	-
茨島局(秋田市)	1.1	0.17	-	0.55	-	-	-	-
大気環境基準等	3	200	200	150	2	10	40	25

大気環境基準等は、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては大気環境基準値、その他は中央環境審議会第七次答申に基づく環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

(8) 常時監視体制の整備及び緊急時の措置
環境監視テレメータシステムの整備

県内の大気汚染の状況を把握するため、昭和45年度から測定局を設置し監視体制を整備してきました。平成17年度末現在における測定局の設置状況は、一般環境大気測定局21局(うち11局は大気汚染防止法第31条で事務が移譲されている秋田市で設置)、自動車排出ガス測定局が5局(うち1局は秋田市で設置)の計26局を設置し、全局でテレメータシステムによる常時監視を行っています。

表33 設置主体別測定局数(平成17年度末現在)

設置主体	秋田地区		能代地区		その他		合計		
	環境局	自排局	環境局	自排局	環境局	自排局	環境局	自排局	合計
秋田県	3		3	1	4	3	10	4	14
秋田市	11	1					11	1	12
合計	15		4		7		21	5	26

自排局 自動車排出ガス測定局

発生源工場等の常時監視

県内の主要発生源工場を対象に、公害防止協定等に基づき発生源測定局(工場局)を次のとおり設置し、テレメータシステムによってばい煙の排出状況などを常時監視しています。

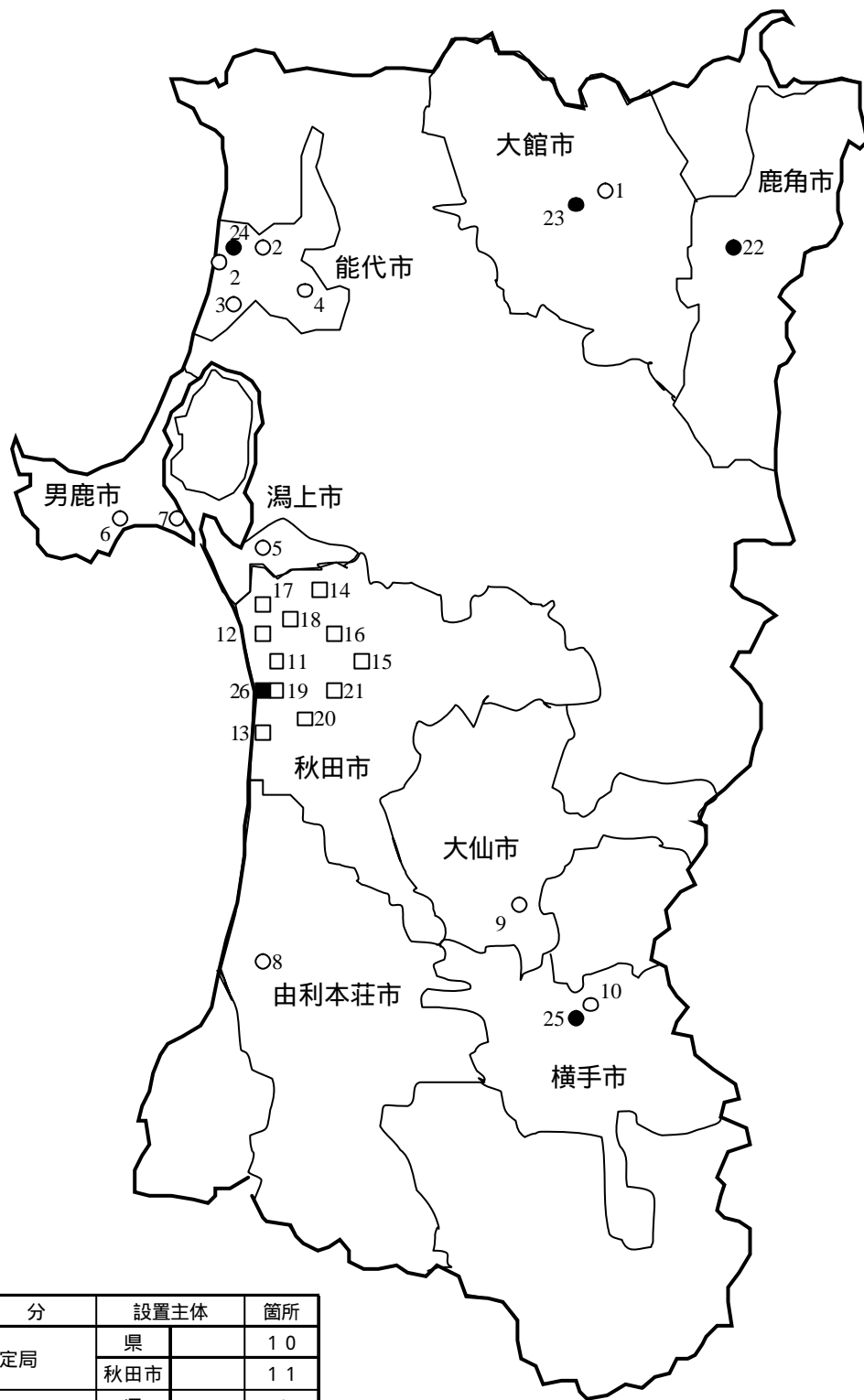
表34 工場・事業場常時監視項目

設置主体	設置工場	大気関係						水質関係				
		S.Ox		N.Ox		発電量	排ガス量	煙道中S分	pH	COD	水温	排水量
		濃度	排出量	濃度	排出量							
秋田県	東北電力(株)秋田火力発電所	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)					
	日本大昭和板城東北(株)	(3)		(3)				(1)				
	東北電力(株)能代火力発電所	(2)	(2)	(2)	(2)							
秋田市	秋田精錬(株)飯島製錬所	(2)										
	第一製薬(株)秋田工場	(1)		(1)								

注 1.()内数字は、設置箇所数
2. は、排ガス量と濃度から計算

表35 大気測定局及び測定機器設置状況
(平成17年度末現在)

区分	設置主体	番号	測定局	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	風向・風速	
一般環境大気測定局	秋田県	1	大館								
		2	能代西								
		3	浅内								
		4	桧山								
		5	昭和								
		6	船川								
		7	船越								
		8	本荘								
		9	大曲								
		10	横手								
	秋田市	11	山王								
		12	土崎								
		13	新屋								
		14	上新城								
		15	太平								
		16	添川								
		17	堀川								
		18	將軍野								
		19	茨島								
		20	仁井田								
		21	広面								
自動車排出ガス測定局	秋田県	22	鹿角								
		23	大館自								
		24	能代								
		25	横手自								
	秋田市	26	茨島自								



区 分	設置主体	箇所
一般環境大気測定局	県	10
	秋田市	11
自動車排出ガス測定局	県	4
	秋田市	1

図 20 大気測定局配置図

大気汚染緊急時の措置

大気汚染防止法に定める緊急時の措置等の規定に基づき、県では昭和 59 年 2 月に「大気汚染緊急時措置要領」（平成 15 年 8 月からは「大気汚染緊急時措置マニュアル」）を定め、硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び一酸化炭素による大気汚染の緊急時に対処することとしています。同マニュアルは、これら 5 物質に係る緊急時の発令区分を注意報、警報の 2 段階とし、知事がとるべき措置を規定しています。

なお、本県では同要領制定後、大気汚染物質濃度が緊急時発令基準に至る事態は発生していません。

（ 9 ） ばい煙発生施設等の届出

大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく届出総施設は 4,103 施設で、うち大気汚染防止法の対象となる施設が 3,238 施設、公害防止条例の対象となる施設が 1,824 施設、大気汚染防止法及び公害防止条例のいずれにも対象となる施設が 959 施設です。

これを種類別に見ると、ボイラーがばい煙発生施設では約 3 / 4 を、指定ばい煙発生施設ではほぼ全てを占め、粉じん発生施設についてはベルトコンベアが約半数、指定粉じん発生施設についてはチップ製造施設等が約 3 / 4 を占めています。

（ 10 ） 工場・事業場の立入検査及び指導

大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づき届出のあった 2,049 工場・事業場、4,103 施設（秋田市を含む）のうち、ばい煙及び粉じんの排出状況の把握、管理状況の確認等のため、217 工場・事業場の 454 施設について立入検査を実施しました。（表 36）

立入検査のうち、ばい煙発生施設については、56 施設の 97 項目について分析検査を併せて実施しました。その結果は表 37 のとおりであり、平成 17 年度に排出基準違反によ

り指導対象となった事業所はありませんでした。

表 36 平成 17 年度工場・事業場立入検査実施数

区 分	工場・事業場数	施設数
ばい煙発生施設	194	403
粉じん発生施設	23	51
合 計	217	454

表 37 ばい煙発生施設の立入検査結果及び指導内容

区 分	施設数	検体数		
立入検査実施	403	-		
分析検査実施	56(0)	81(0)		
立入検査のうち分析検査を実施したもの	分 析 項 目	硫黄酸化物	-	54(0)
		ばいじん	-	19(2)
		有害物質 窒素酸化物	-	14(0)
		その他	-	10(0)
指導対象の割合	0%	0%		
指 導 内 容	ばい煙発生施設の使用方法の改善	なし		
	処理施設の設置・改良	なし		
	処理施設の維持管理の強化、方法の改善	なし		

- (注) 1 ()内は指導対象件数を示します。
 2 有害物質のその他は、塩化水素、鉛及びカドミウムです。
 3 指導対象の割合は、指導対象件数 / 分析検査実施数 × 100 (%) で計算しています。

